

最高裁秘書第4420号

平成30年11月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

9月21日付け（同月25日受付、最高裁秘書第3917号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生が逮捕された場合、司法研修所としてどのような対応をすることになっているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。